

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇七二三・ 一〇 〇七二三・ 三二 〇七二三・ 三三 〇七二三・ 三四 〇七二三・ 三五 〇七二三・ 三九 〇七二三・ 五〇 〇七二三・ 六〇 〇七二三・ 九〇	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 一日まで	七〇、〇〇 〇トン
一〇〇五・ 九〇	とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用	平成二五年 一〇月一日	二、一〇四 、二〇〇ト

現 行

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇七二三・ 一〇 〇七二三・ 三二 〇七二三・ 三三 〇七二三・ 三四 〇七二三・ 三五 〇七二三・ 三九 〇七二三・ 五〇 〇七二三・ 六〇 〇七二三・ 九〇	同上	平成二五年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	五〇、〇〇 〇トン
一〇〇五・ 九〇	同上	平成二五年 四月一日か	二、〇九六 、三〇〇ト

一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	二五、八 〇〇トン	するもの	から平成二 六年三月三 日まで	三、五三、八 〇〇トン
一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若し	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	八三、五〇 〇トン	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	四六、八〇 〇トン
一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	二五、八 〇〇トン	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	五七、二〇 〇トン
一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若し	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	八三、五〇 〇トン	他のもの	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	五七、二〇 〇トン
一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	二五、八 〇〇トン	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	五七、二〇 〇トン
一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若し	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	八三、五〇 〇トン	するもの	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	三、五三、八 〇〇トン
一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	二五、八 〇〇トン	他のもの	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	五七、二〇 〇トン
一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若し	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	八三、五〇 〇トン	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	四六、八〇 〇トン
一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	二五、八 〇〇トン	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	五七、二〇 〇トン
一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・ 一一〇八・	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若し	平成二五年 一〇月一日 から平成二 六年三月三 日まで	八三、五〇 〇トン	するもの	平成二五年 四月一日か ら平成二六 年三月三一 日まで	三、五三、八 〇〇トン

<p>一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 一九〇一・ 九〇</p>	<p>くは裸麦の粉、ひき割りしたものの、ミール若しくはペレット又はでん粉の以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)のうちでん粉が最大の重量を占めるもの(小麦でん粉を含有するものを除く。)</p>
<p>一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 一九〇一・ 九〇</p>	